

橋本市条例第**19**号

橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を、別紙
のとおり公布する。

令和**8**年**7**月**1**日

橋本市長 平木哲朗

橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例(平成 30 年橋本市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(用語の定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) 略 <u>(10) 若者世帯 第 7 条第 1 項の申込日時点で 39 歳以下である者を含む世帯をいう。</u> (入居者の資格) 第 6 条 地域優良賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件の全てを満たす者とする。 (1) 略 (2) 第 2 条第 3 号から<u>第 10 号</u>までのいずれかに該当する世帯であること。 (3)～(5) 略 <u>(6) 若者世帯の場合、入居後 5 年以上継続して橋本市に定住する意思があること。</u> (敷金) 第 14 条 市長は、入居者から入居時における家賃の <u>2 月分</u>に相当する金額の敷金を徴収するものとする。	(用語の定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) 略 (入居者の資格) 第 6 条 地域優良賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件の全てを満たす者とする。 (1) 略 (2) 第 2 条第 3 号から<u>第 9 号</u>までのいずれかに該当する世帯であること。 (3)～(5) 略 (敷金) 第 14 条 市長は、入居者から入居時における家賃の <u>3 月分</u>に相当する金額の敷金を徴収するものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。